

## 公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公告件名：ケニア国エネルギー利用の最適化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ケニア国エネルギー利用の最適化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00054

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 4 月 24 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国エネルギー利用の最適化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

(4) 契約期間（予定）：2024年6月から2025年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yamada.Sayaka@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部資源・エネルギーグループ第二チーム

(3) 日程

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年4月30日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年5月9日 12時
3	質問への回答	2024年5月14日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年5月20日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年6月4日 10時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）

に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

#### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

#### 5. 入札説明書に対する質問

##### （1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2）提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、  
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付

してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## （２）質問への回答

１）上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

## （３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記２．（３）日程参照

（２）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

１）技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記２．（３）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案

書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

## 3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.(3)日程を参照し提出期限日時までに別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
[例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (4) 提出書類

### 1) 技術提案書・別見積書

## (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順



- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：  
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

### （3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

### （4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

### （5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

### （1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

### （2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

**予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。**

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

再生可能エネルギー資源に恵まれているケニアでは、ベースロード電源である地熱および水力が電源構成の70%以上を占める（2023年、ケニア電力公社（KPLC））。さらに太陽光や風力等の変動性再エネを含めると、総設備容量に占める再エネ比率は2023年時点で約86%（2023年、ケニア発電公社（KenGen））にも上る。また、電力アクセス面においても電化率76.5%（2021年、世界銀行）とサブサハラ平均の電化率50.6%を大きく上回っている。このような状況をさらに前進させるべく、ケニア政府は長期開発計画「ケニア・ビジョン2030（Kenya Vision 2030）」において、2030年までに発電に占める再エネ率100%、電化率100%、という目標を掲げ、安価でクリーンなエネルギーの安定供給に取り組んでいる。

運輸部門においては、2023年9月に首都ナイロビで開かれたアフリカ気候サミットで、政府としてEV化を推進する方針を打ち出している。ケニアには、豊富な再エネ資源を活かしたe-モビリティ産業が集積しつつあり、ケニアe-モビリティ協会には2024年3月時点で28社が加盟している。e-モビリティは、輸送用化石燃料輸入にかかる外貨流出を防ぎ、再エネ由来の電力を有効活用するだけでなく、温室効果ガス削減目標達成に向けて大きな力となることが想定される。このように、ケニアはアフリカにおけるグリーン成長を先導する立ち位置にあるといえる。

他方、再エネ率100%を目指す上で課題となるのが、特定時間の電力ピーク需要である。一日を通じた電力消費量の推移を示す日負荷曲線は、ケニアにおいて朝と夜に急峻なピークが見られ、特に夜間における電力需要は日平均を40%近く上回っている。このため、夜間の電力需要に対応すべくディーゼル発電を行わざるをえない状況にあり、化石燃料使用による外貨流出の一因となっている。KPLCはこの問題を認識しているもののピークの原因を特定できておらず、適切な対策を取ることができていない。

本調査を通じて夜間の電力需要ピークの原因究明、また揚水発電の活用や省エネ機器の導入、インセンティブ制度設計等の検討を行うことで、夜間の電力供給にかかる化石燃料使用量削減、新規電源への適切な投資に繋がり、ケニア・ビジョン 2030 の達成に貢献する可能性があると考えられる。

なお、夜間の電力需要が日中と比べて極端に大きくなる事象はケニアのみならずアフリカ各国に共通してみられる事象となっており、本調査の内容は他のアフリカ各国の課題解決にも資する可能性を有している。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、アフリカにおけるグリーン成長を先導する立ち位置にあるといえるケニアにおいて、需要側（ディマンドサイドマネジメント等）への協力可能性の検討を行うものである。

アフリカは、アジアと比較して日中の産業需要が少ないことから昼夜間の電力需要差が極端に大きく、現状ケニアでは夜の電力需要を賄うために化石燃料を使用している。今後もこの傾向が続き、EV 導入等が加速すると、夜間ピークに合わせた電源開発、化石燃料使用にかかる追加投資が必要となる。ピーク需要抑制、ピークシフトにかかる政策、制度面の検討を早期に進めることが望ましい。このため、本調査ではケニアを主な調査対象としつつ、アフリカにおける電力利用の特性を踏まえた「アフリカ型・エネルギーの最適利用」モデルのあり方を模索する。併せて、アフリカでの省エネ型機器導入にかかる本邦企業の参入、民間資金動員の可能性についても検討する。

## 第 3 条 調査実施の留意事項

### （1）ケニアの電力セクター構造の特徴を踏まえた提案<sup>3</sup>

ケニアは、アフリカで最も電力セクター改革が進んだ国の一つであり、発電、送電、配電部門が分社化されている。また、火力発電事業については、ケニア電力公社（KPLC）が IPP 事業者と実質上の買取保証を含む長期間の契約を締結しており、火力発電の早期停止が難しい状況にある。

電力セクターが垂直統合型になっている国であれば、ピーク需要抑制により不必要な新規電源投資や化石燃料購入を削減するというインセンティブが働くが、ケニアの

---

<sup>3</sup> ケニアの電力セクター構造が他のアフリカ諸国とどのように異なるか比較した上で、本調査を行う上での留意点について、技術提案書で提案してください。

ような発送電分離型のセクター構造の場合、燃料価格の上昇分が消費者に転嫁されやすい形となるため、インセンティブ設計に工夫が必要となる。本調査では「(2) 相手国関係機関」との対話を通じて、どのようなインセンティブ設計が望ましいか初期的検討を行う。

## (2) 相手国関係機関

エネルギー・石油省 (Ministry of Energy and Petroleum (MoEP))

エネルギー規制機関 (Energy and Petroleum Regulatory Authority (EPRA))

ケニア電力公社 (Kenya Power Lighting Company (KPLC))

財務省 (National Treasury)

## (3) 調査対象地域に係る考え方

調査対象地域は、ナイロビ都市圏及びモンバサ都市圏とする。ナイロビは標高約1700mに位置しており、昼夜間の気温差が大きいのに対し、モンバサはインド洋沿いに位置し年間を通じて気温が高く、また湿度も高いといった違いがある。本調査では、気候の大きく異なる2都市を対象とすることで、各都市での電力需要の違いやピーク需要抑制の方法について検討を行う。

## (4) 現地への渡航について

現地への渡航は、相手国関係機関との対面での協議、電力利用ピークにおける電力利用状況調査等、現地で行うことの意義が大きいものを優先し、現地・国内人月を効果的に配置すること。

また、ナイロビ都市圏は、一部地域が外務省の危険レベル2に該当する。このため、「第4条 調査の内容(3)」の調査対象先選定の際には、外務省の危険レベル1の範囲となるよう留意すること。

## 第4条 調査の内容

### (1) ケニア・電力セクターにおける現行政策・計画にかかる情報収集

ケニアの電力セクターでは、様々なドナーにより、全体計画から発電、送電、配電の各サブセクターにおける協力が行われている。本調査における基礎情報として、各サブセクターにおける現行政策・計画の実施状況を整理する。また、発電及び送電マ

スタープラン（The Power Generation and Transmission Master Plan）の更新がフランス開発庁（AFD）支援により行われており、本調査とも関連が深いことから、最新状況の確認を行う。

## （２） ケニア・電力セクター構造の確認

「第３条 調査実施の留意事項（１）」に示すとおり、ケニアはアフリカで最も電力セクター改革が進んだ国の一つである。「（４）電力利用ピーク緩和策にかかる検討」におけるインセンティブ設計の基礎情報とするため、ケニア・電力セクター構造について確認する。

## （３） 電力利用ピークにおける電力利用状況調査

「第１条 調査の背景・経緯」に示すとおり、ケニアの日負荷曲線データから、夜間における電力需要が日平均を４０％近く上回っていることが確認できているが、その原因は特定されていない。このため、KPLC DSM Unitと協力し、気候帯の異なるナイロビ、モンバサにおいて、利用状況に係るデータ収集（各地域５件程度）を行うことで、夜間の電力需要ピークを生み出している原因を把握する。調査対象の選定、具体的な調査方法等はKPLC DSM Unitと協議の上で決定する<sup>４</sup>。

また、日負荷曲線データには表れていないものの、産業部門を中心に自家発電（Captive Power Plant）により賄われている電力需要がどの程度存在するか、別途データを収集し、実質的な日負荷曲線との乖離について確認する。（４）以降の調査内容は、本結果を踏まえて実施することに留意する。

## （４） 電力利用ピーク緩和策にかかる検討

「（３）電力利用ピークにおける電力利用状況調査」結果を踏まえ、電力利用ピーク低減、ピークシフトに資する技術的方策（揚水、蓄電池、省エネ機器導入等）及び制度的方策（変動料金（TOU）の導入等）の比較検討を行う。また、「第３条 調査実施の留意事項（１）」を踏まえ、ケニアにおいてどのようなインセンティブ設計が望ましいか初期的検討を行う。その際、電力セクターが垂直統合型になっているルワンダにおいても同様にインセンティブ設計の初期的検討を行い、電力セクター構造が異なる場合のインセンティブ設計の留意点につき比較する。

---

<sup>４</sup> 現時点で想定する電力利用ピークにおける電力利用状況調査の手法（調査対象選定にかかる留意点、データ収集方法等）について、技術提案書で提案してください。

(5) アフリカ各国への展開可能性の検討<sup>5</sup>

ナイロビとモンバサの両都市での調査結果を踏まえ、アフリカにおける電力利用の特性を踏まえた「アフリカ型・エネルギーの最適利用」モデルのあり方を整理するとともに、他のアフリカ各国への展開可能性について初期的検討を行う。その際、1) ナイロビ型（高地・日較差大）、2) モンバサ型（低地、高温湿潤）が適用できる可能性のある国・都市（ケニア・ルワンダを除き各5都市程度）を優先的に選定する。

(6) アフリカでの省エネ機器導入にかかる本邦企業の進出可能性検討<sup>6</sup>

本邦企業が優位性を持つ省エネ機器のリストアップを行ったうえで、ケニア、ルワンダ及び「(5) アフリカ各国への展開可能性の検討」で選定した国を対象に、本邦企業の進出状況やシェアを確認する。未進出であるものの将来的な進出余地がある国については初期的可能性検討を行う。

(7) 民間資金動員に係る初期的検討

エネルギー分野における開発資金ギャップを埋めるには、公的資金のみならず民間資金動員も重要となる。上記(4)及び(6)に関連し、民間資金動員のためJICAを含むドナーがどのような方法が取りうるか、初期的検討を行う。また、他ドナーを含むアフリカ域内ファシリティの設計等についても初期的検討を行う。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数及び形式
1	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 電子データ
2	インセプションレポート	契約締結後 1 カ月以	和文・英文

<sup>5</sup> 現時点で想定する「アフリカ型・エネルギーの最適利用」についての仮説及びアフリカ各国への展開可能性の検討方法について、技術提案書で提案してください。

<sup>6</sup> 現時点で想定するアフリカにおける省エネ機器導入にかかる本邦企業の参入可能性の検討方法について、省エネ機器の内容とともに技術提案書で提案してください。



		内を目途とする。	電子データ
3	インテリムレポート	2024年9月下旬	和文・英文 電子データ
4	ドラフトファイナルレポート	2025年1月下旬	和文・英文 電子データ
5	ファイナルレポート	履行期限末日	製本版（和文2部、英文2部）、電子データ（和文・英文、CD-R各1部）

#### 第6条 相談窓口の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の作成に係る要件」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	ケニアの電力セクター構造の特徴を踏まえた提案	第3条 調査実施の留意事項（1）
2	電力利用ピークにおける電力利用状況調査の手法	第4条 調査の内容（3）
3	「アフリカ型・エネルギーの最適利用」についての仮説及びアフリカ各国への展開可能性検討	第4条 調査の内容（5）
4	アフリカにおける省エネ機器導入にかかる本邦企業の参入可能性検討	第4条 調査の内容（6）

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.28 人月

(現地渡航回数：延べ9回)

業務従事者構成の検討に当たっては、ディマンドサイドマネジメントの専門性を持つ従事者を含めること

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

- １）配付資料：なし。
- ２）公開資料：
  - ・ Kenya Energy Transition & Investment Plan 2023-2050  
<https://energy.go.ke/sites/default/files/KAWI/Kenya-ETIP-2050%202.pdf>
  - ・ アフリカの電力セクター改革再考（アフリカ開発銀行）  
[https://afdb-org.jp/wp-content/uploads/Revisiting-Reforms-in-the-Power-Sector-in-Africa\\_JP.pdf](https://afdb-org.jp/wp-content/uploads/Revisiting-Reforms-in-the-Power-Sector-in-Africa_JP.pdf)
  - ・ 開発のための資金動員に係る国際潮流と JICA の取組み  
（外務省・開発のための新しい資金動員に関する有識者会議資料）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100629365.pdf>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有（KPLC DMS Unit）
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

初回渡航時にはケニア事務所で実施している安全管理ブリーフィングを受講し、現地での行動規範に従うこと。

## ２．技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

## (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照して下さい。

\* 評価対象とする類似業務：デマンドサイドマネジメント

## (2) 業務の実施方針等

### 1) 業務実施の基本方針

### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

### 4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

## (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

## (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」6.(2)提出方法に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3